

# 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更に関する 情報交換会

日時：令和5(2023)年5月1日(月)14:00～

場所：栃木県安足健康福祉センター (Web 開催)

## 次 第

### 1 開 会

### 2 所長挨拶

### 3 議 事

(1) 栃木県における位置づけ変更に向けた基本方針及び今後の新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について

(2) 情報交換

### 4 閉 会

#### 《添付資料》

資料1 栃木県における位置づけ変更に向けた基本方針及び今後の新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について

(栃木県感染症対策課主催：新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に向けた説明会資料より抜粋)

資料2 必要な体制を確保した上での施設内療養時の補助について

# 栃木県における位置づけ変更に向けた基本方針及び今後の新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について

(栃木県感染症対策課主催:新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に向けた説明会資料より抜粋、追記)

令和5年(2023)年5月1日  
栃木県安足健康福祉センター  
健康対策課 感染症予防

# コロナ・新ステージへの取組

～県民の命と健康を守ることを最優先に、  
5類感染症となるコロナへの対応の見直しを段階的に進めていく～

- ◆ 適切な情報提供等により自主的な感染対策を促進
- ◆ 身近な医療機関で県民が必要な医療が受けられる体制を構築
- ◆ 高齢者施設等への支援を継続
- ◆ 円滑な移行に向けて丁寧な説明や必要な情報提供を実施
- ◆ 感染が再拡大した場合に備え、機動的に対応できる体制を維持

# 位置づけの変更に伴う本県における主な政策・措置の見直し(医療機関向け)

新型インフルエンザ等感染症

令和5年5月7日

5月8日

**5類感染症へ**

入院措置などの行政の強い関与  
限られた医療機関による特別な対応

幅広い医療機関による自律的な通常の対応

5類感染症  
変更前まで  
実 施

- ・全数把握(管轄保健所への発生届・日次報告)
- ・発生届対象者に対する保健所での健康観察
- ・健康フォローアップセンターにおける自宅療養者支援(配食サービス、パルスオキシメーターの貸出)
- ・医療機関における陽性者へのリーフレット配布
- ・無料検査、検査キット配布センター(R5.3.31終了)
- ・健康フォローアップセンターにおける陽性登録・あんしん受付
- ・医療機関との行政検査委託契約・検査費用の公費負担
- ・外来診療における公費支援
- ・宿泊療養施設
- ・入院調整(行政による調整)
- ・感染症法に基づく移送

定点医療機関(76か所)によるサーベイランス(週1回公表)

新型コロナ感染症治療薬(一部)の薬剤費は公費支援

医療機関間による調整(原則)

5類感染症  
変更後も  
当面の間  
実 施

相談体制	コロナ総合相談コールセンターとして継続(受診先の相談、ワクチン接種・後遺症等に関する相談)
検査・診療体制 入院医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナ患者を受け入れる外来医療機関の拡充→設備整備(PPE)等に対する支援</li> <li>・診療・検査医療機関(5/8からは「<u>外来対応医療機関</u>」)の指定及び公表等</li> <li>・入院医療費の自己負担軽減(一部公費支援)</li> <li>・G-MIS(医療機関等情報支援システム)を活用した情報共有</li> </ul>
高齢者施設等 への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染発生時の高齢・障害者施設に対する支援及び陽性者が発生した場合の周囲の者への検査</li> <li>・発生施設支援チームの派遣</li> </ul>
その他	・ゲノムサーベイランス(新たな変異株の監視)の継続

## 5月8日から5類感染症に位置づけ変更となります(予定)

- 新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛はなくなり、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられます。  
→外出自粛の推奨期間:発症日を0日として5日間等
- 「濃厚接触者」として特定されることはなくなり、法律に基づく外出自粛は求められません。
- 保健所による健康観察は5月7日で終了します。
- 入院調整は行政(保健所等)による調整から医療機関間の調整になります。

5類感染症となっても基本的な感染対策は継続してください。

### 感染対策の「5つの基本」

- ・体調不安や症状がある場合は、無理せず自宅で療養あるいは受診をする。
- ・その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施
- ・換気、密集・密接・密閉(三密)の回避は引き続き有効
- ・手洗いは日常の生活習慣に
- ・適度な運動、食事などの生活習慣で健やかな暮らしを

# 5 類感染症への位置づけ変更後の相談・受診体制

## 相談体制

位置づけ変更後も、コロナに関する相談窓口  
(健康相談(ワクチン・後遺症含む)等)を当面設置

5つのコロナ関係相談窓口を**一本化**

受診・ワクチン  
相談センター

生活相談  
センター

健康フォロー  
アップセンター

夜間  
コールセンター

コロナ後遺症  
相談センター

**新設**

## 新型コロナ総合相談コールセンター

☎ **0570-550-096**

5月8日  
9:00~

- ① 発熱等の症状に関する健康相談 (受診先の案内など)
- ② コロナのワクチン接種に関する相談 (副反応など)
- ③ コロナの後遺症に関する相談 (受診先の案内など)

等

①

夜中に  
急に熱が...



②

これはワクチン  
の副反応?



③

解熱後も息切  
れが続いて...



## 受診体制

位置づけ変更後も、発熱患者等を診る医療機関を拡充し、  
対応医療機関を県HPで公表する

### 外来対応医療機関

現在の診療・検査医療機関以外にも  
発熱患者等を診る医療機関を拡充

受診可能な医療機関について、引き続き県HPにて公表

必要に応じ再診



自宅での療養

医師による診断等



要入院

### 診療所・病院間の連携等

県民が必要な医療を適切に受けられるよう  
関係機関が連携を図りながら対応

入院

不安時等の相談

①

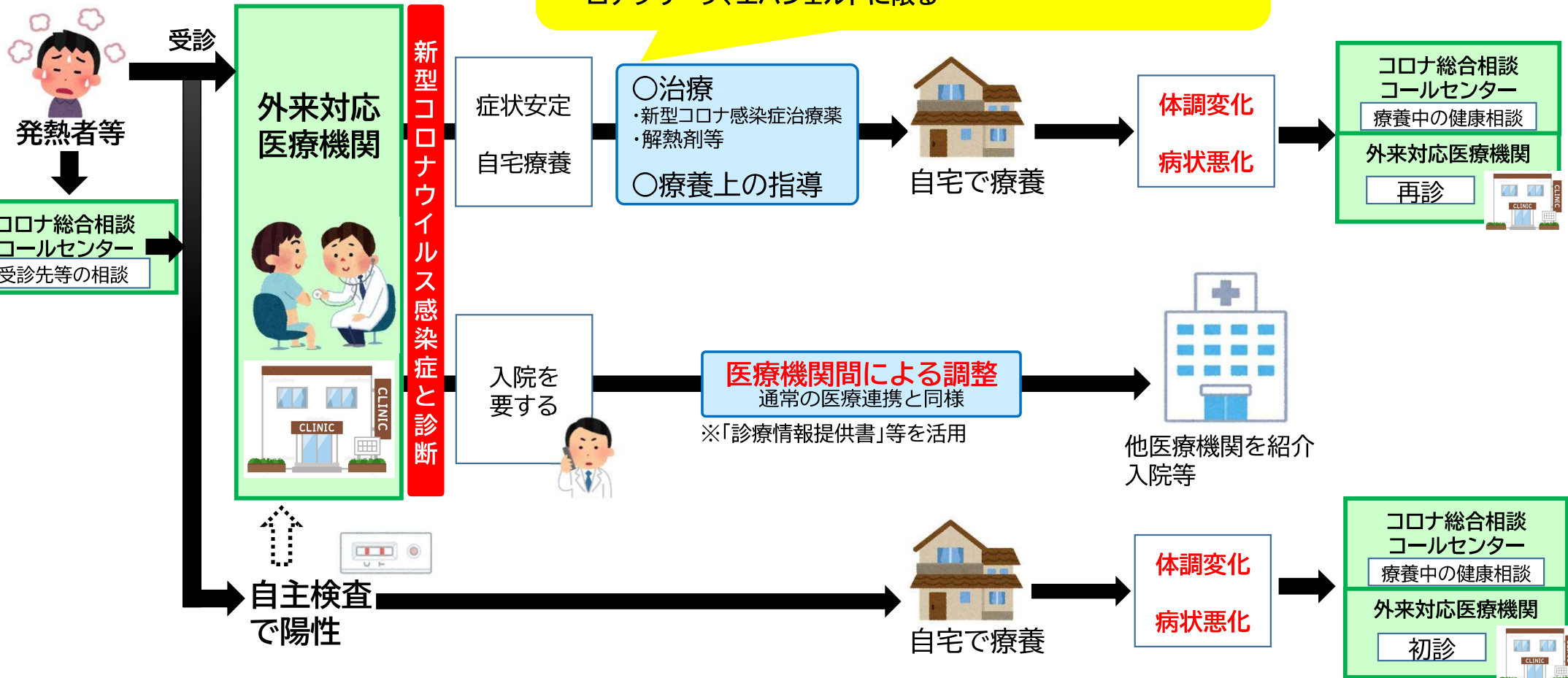
少し息苦しくなってきた  
不安...

# 外来対応医療機関における対応の流れ

## 新型コロナウイルス感染症と診断したとき

令和5年5月8日から

新型コロナウイルス感染症治療薬(一部)の薬剤費のみ公費支援があります。  
→ ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、  
ロナプリーブ、エバシールドに限る



※自主検査で陽性が確認された方から受診等の相談があった場合は、**症状に応じた対応**をしていただくとともに、**周囲の方に感染を広げないための配慮**についてお伝えいただきますようお願いします。

## 5月8日以降 高齢者施設内で患者が発生した時の対応について

- 患者の体調については、嘱託医・協力医にご相談ください
- 感染対策については、管轄保健所にご相談ください  
→感染対策とは・・・施設内の消毒、ゾーニング、検査の活用等

これまで新型コロナ患者が1名でも確認された場合、管轄保健所に連絡をするようお願いしていましたが、今後は施設の判断により、必要に応じて管轄保健所に相談してください。

なお、集団感染発生時の報告については、他の感染症と同様の対応となる見込みです。

- ・感染症発生時の早期収束に向けた施設の取組に変更はありません。
- ・平常時における施設の感染対策については、管轄保健所にご相談ください。



# 感染症法上の位置づけ変更後の相談対応窓口について

(感染拡大期には対応が変わることがあります。)

項目	担当部署	平日の連絡先 (8:30~17:15)	夜間・土日祝日等の連絡先
<b>&lt; 患者発生時 &gt;</b>			
患者の体調や受診相談に関すること	嘱託医・協力医にご相談ください。 ※嘱託医・協力医に連絡ができない場合、県HPで対応可能な医療機関をご案内しています。 外来対応医療機関(URL: <a href="https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/sinnryoukensa2.html">https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/sinnryoukensa2.html</a> ) オンライン診療医療機関(URL: <a href="https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/iryuu.html">https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/iryuu.html</a> ) 基礎疾患については、これまで通り、嘱託医・協力医にご相談ください。		
感染対策に関すること	管轄保健所	宇都宮市:028-626-1114	宇都宮市:028-632-2222
		県西:0289-62-6225 県東:0285-82-3323 県南:0285-22-1219 県北:0287-22-2679 安足:0284-41-5895	<b>管轄保健所の代表番号</b> (県南保健所は平日連絡先と同じ番号) 危機管理の電話番号を案内されるので、留守番電話にメッセージを入れる 危機管理電話担当→感染症対策担当に連絡
運営に関すること ・かかり増し補助金(※)に関すること ・感染者が発生した施設に対する応援職員派遣	高齢対策課 介護サービス班	028-623-3149	平日(8:30~17:15)のみの対応
	障害福祉課	028-623-3029	
<b>&lt; 平常時 &gt;</b>			
施設の感染対策に関すること	管轄保健所	< 患者発生時 > の管轄保健所 連絡先を参照	平日(8:30~17:15)のみの対応
ワクチン接種に関すること	施設所在市町	各市町担当課	
新型コロナウイルス感染症の総合相談窓口 ・ワクチン接種(副反応)に関すること ・後遺症に関すること ・発熱等の症状に関すること	コロナ総合相談コールセンター (5/8 9時~利用可能)	0570-550-096(ナビダイヤル)	

※ 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金及び栃木県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金

# 必要な体制を確保した上での施設内療養時の補助について

施設内療養を行う高齢者施設等への補助

→必要な要件を設けた上で当面継続。**必要な要件を、全て満たすことが確認できた施設にのみ補助を実施する**(R5. 3. 17付け厚労省通知抜粋)

## 必要な要件

- 1 新型コロナウイルスに対応可能な医療機関の確保
- 2 感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- 3 オミクロン株ワクチンの接種

# 1 新型コロナウイルスに対応可能な医療機関の確保

自施設の医師や嘱託医、協力医療機関、配置医（対応困難な場合、それ以外の医療機関）を確保し、以下の**3項目全てに対応してもらえよう連携**を図ってください。

- 施設からの電話等による相談への対応
- 施設への往診（オンライン診療含む）
- 入院の要否の判断や入院調整  
（当該医療機関以外への入院調整も含む）

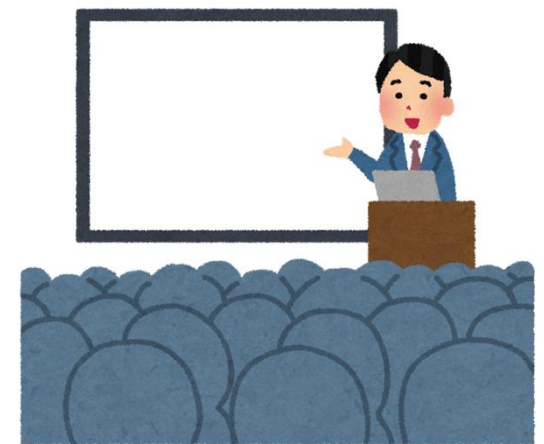


(補足)令和5年5月8日からの診療報酬改定で、医療機関が高齢者施設等に対し、新型コロナウイルス患者の往診等の対応等を行うことについて、当面の間、診療報酬の上乗せがされることになっています。

## 2 感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

- 全職員に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修を実施する。(令和5年5月7日までに実施)
- 感染症の予防及びまん延防止のための訓練を実施する。(令和5年5月7日までに実施)

(補足)当該研修及び訓練の実施については、令和3年介護報酬改定により、令和3年4月から運営基準上の努力義務となっています。(令和6年度から完全義務化)



## 高齢者施設等向け県ホームページの拡充について

高齢者施設等における感染対策に関する情報や、感染対策に役立つ動画・資料等を県ホームページに掲載しております。ぜひご覧ください。

### ○掲載場所

「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について」

URL:<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/covid-sisetu.html>



今後も感染対策に役立つ動画・資料等を随時追加していきます！

### 高齢者施設等における基本的な感染対策に関する動画集

高齢者施設等における感染対策に役立つ動画を公開しております。施設等での感染対策の参考としてください。

- ・手指消毒  
動画 (3分08秒) (外部サイトへリンク)
- ・N95マスクの着用方法  
動画 (2分10秒) (外部サイトへリンク)
- ・个人防护具の着用方法  
動画 (3分39秒) (外部サイトへリンク)
- ・个人防护具の脱ぎ方  
動画 (3分24秒) (外部サイトへリンク)
- ・ガウンを着てやってはいけないこと  
動画 (0分50秒) (外部サイトへリンク)

### 3 オミクロン株ワクチンの接種

- 希望する入所者に、オミクロン株対応ワクチン(1回目)を施設で接種もしくは住民接種の勧奨を実施済み
- 希望する入所者に、オミクロン株対応ワクチン(2回目)を施設で接種もしくは住民接種の勧奨を実施予定



(補足)住民接種で対応している場合も、入所者への接種勧奨及び接種状況の把握を行っている場合に限り、必要な要件を満たしたこととされます。